

《羽曳野市報道提供資料》

令和 7 年 1 1 月 5 日 発表

(連絡先)

電話 072-947-3809 (直通)

072-958-1111 (代表)

内線 3410

担当 総務部人事課

職員の懲戒処分について

羽曳野市は、令和 7 年 11 月 5 日、市民生活部の職員について、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

1. 処分日 令和 7 年 11 月 5 日

2. 被処分者 市民生活部環境保全課 主幹 56 歳 男性

3. 処分内容

懲戒処分 減給 10 分の 1 1 ヶ月

(根拠法令・地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号)

4. 処分理由

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 8 月 8 日までの間に、喫煙を禁止されている公用車内において、勤務時間中に数回の喫煙を行った。令和 7 年 8 月 8 日に注意を受け、同月 22 日に反省とともに顛末書を提出したにもかかわらず、同年 9 月 11 日に再び勤務時間中に喫煙を行った。

1 か月足らずの間に、勤務時間中の喫煙を繰り返しており、反省の姿勢が全く見受けられず、職員としての自覚に欠けるものである。

このような行為は、市民の信頼を損なう重大な服務規律違反である。

市長コメント

職員としての自覚が欠如しているあるまじき行為を繰り返し、市民の信頼を失墜させたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今回の事案に関しまして、厳粛に受け止め、改めて綱紀の肅正、服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

令和7年11月5日

羽曳野市長 山入端 創